

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 31 年 3 月 1 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 31 年 3 月 1 日 (金) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	欠
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3 番 高尾 洋子 委員 5 番 大澤 泰久 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	11 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 12 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	17 件
第 4 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 5 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 6 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の 決定について (区域名：松隈)	
第 7 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の	

	決定について（区域名：石動）	
第 8 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：三津）	
第 9 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：大曲）	
第 10 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：吉田）	
第 11 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：田手）	
第 12 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：豆田）	
第 13 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：箱川）	
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	5 件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成 31 年 3 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。今回は農地利用最適化推進委員の決定など 13 議案と大変多くなっております。よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
3 番 高尾 洋子 委員、5 番 大澤 泰久 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	11 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度	

	第 12 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	17 件
第 4 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 5 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 6 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：松隈）	
第 7 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：石動）	
第 8 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：三津）	
第 9 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：大曲）	
第 10 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：吉田）	
第 11 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：田手）	
第 12 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：豆田）	
第 13 号議案	吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について（区域名：箱川）	
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	5 件

以上を議題と致します。それでは議案に入ります。議事の進行上、まず最初に、第 1 号報告から事務局の説明を求めます。

○ **事務局長** 117 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1～5 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3－1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3－1 を朗読。

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、2 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たして

います。

申請地につきましては、3 ページに位置図、4 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-2 から 3-6 まで、関連しますので一括して説明を求めます。

- **事務局長** 5 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3-2 から 3-6 を朗読。

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、6・10・14・18・22 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。

よって条件を満たしています。

申請地につきましては、7・11・15・19・23 ページに字図の写し、8・12・16・20・24 ページに位置図を添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-7 について説明を求めます。

- **事務局長** 25 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3-7 を朗読。

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、26 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、27 ページに字図の写し、28 ページに位置図を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-8 について説明を求めます。

- **事務局長** 29 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-8 を朗読。

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、30 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、31 ページに位置図、32・33 ページに字図の写しを添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 3-9 から 3-11 まで、関連しますので一括して説明を求めます。

- **事務局長** 34 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。
整理番号 3-9 から 3-11 を朗読。別紙により、〇〇（株）の概要等を説明。

所有権移転に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、35・48・56 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、36・37・49・50・57・58 ページに位置図、38～46・51～54・

59～62 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ご質疑はありませんか。特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 63 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、64 ページに位置図、65 ページに字図の写し、66 ページに土地利用計画図、67 ページに建物の平面図、68 ページに建物の立面図を添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 住宅地に点在する農地であり、周辺農地への影響も少なく、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 69 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的である駐車場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、70 ページに位置図、71 ページに字図の写し、72 ページに土地利用計画図を添付しております。地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。この案件は私の担当地区となりますが、周辺農地への影響も少なく、特に問題ないと思います。何か質問等はありませんか。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 と、関連しますので、第 4 号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号 形状変更-1 について説明を求めます。

- 事務局長 73 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域で、その規模が概ね 10ha 未満であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、74 ページに位置図、75 ページに字図の写し、76 ページに土地利用計画図、77 ページに建物の平面図、78 ページに建物の立面図、79 ページに顛末書、80・81 ページに現況写真を添付しております。地区は〇〇地区です。

続きまして、84 ページをお願いします。第 4 号議案 農地等形状変更の届出案件 整理番号 形状変更-1 について説明します。

整理番号 形状変更-1 を朗読。申請地につきましては、85 ページに字図の写し、86・87 ページに位置図、88 ページに土地利用計画図、89 ページに計画断面図を添付して

おります。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 住宅を建て替える上で、宅地に隣接する農地を転用及び形状変更されるもので、ほかに隣接する農地もなく、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 82 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 3 件、再設定が 14 件の計 17 件で、田が 32 筆 47,589 m²、畑が 16 筆 8,123 m²、計 48 筆 55,712 m²となっております。

次に 83 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,459,758.20 m²、今回解約面積 69,424 m²、今回計画といたしまして 55,712 m²、現在の合計 4,446,046.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について 2 件続けて説明をお願いします。
- **事務局長** 90 ページをごらんください。

第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明いたします。91 ページをお願いします。今回は、新規が 1 件と、再申請 1 名となって

おります。詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 92 ページからの農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はありませんか。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 101 ページをお願いします。
提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 7 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 103 ページをお願いします。
提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 8 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 105 ページをお願いします。
提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 9 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 107 ページをお願いします。
- 提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 10 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 109 ページをお願いします。
- 提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 11 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 111 ページをお願いします。
- 提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 12 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 113 ページをお願いします。
- 提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 13 号議案 吉野ヶ里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について説明をお願いします。
- **事務局長** 115 ページをお願いします。
- 提案理由及び委員候補者概要を説明。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。農地利用最適化推進委員に決定したいと思います。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 20 分